## 鳥取県選挙管理委員会告示第39号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

選挙区	候補者1人につき支出することができる金額
鳥取市	4, 999, 200 円
米子市	5, 149, 200 円
倉吉市	5, 050, 300  円
境港市	5, 124, 700 円
岩美郡	4, 791, 900 円
八頭郡	4, 990, 000 円
東伯郡	5, 269, 500  円
西伯郡	4, 939, 500 円
日野郡	4,840,900 円